

平成29年4月17日開催

第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)についての説明会 Q&A

要約	回答
<p>1 茅ヶ崎市に住民票があり、茅ヶ崎市の介護保険利用しているが、他市の住宅型有料老人ホームに在住しており、施設所在市町村の訪問と通所を利用している。</p> <p>①国基準型サービスであれば、他市の事業所を継続して利用することは可能か ②サービスAの場合、他市の事業所を利用することは可能か</p>	<p>住所地特例適用被保険者以外の被保険者は、茅ヶ崎市が指定する事業所から第1号事業を利用します。</p> <p>①事業所が茅ヶ崎市から国基準訪問型サービス及び国基準通所型サービスの指定を受けている場合は、利用が可能です。 ②訪問型サービスA及び通所型サービスAについては、原則、市内に所在する事業所を指定します。</p>
<p>2 国基準型サービスは身体介護等(入浴・機能向上他)が必要とのことだが、例えば麻痺や足の上がりが悪く転倒のリスクが高い利用者が、日常的にシャワーはひとりで浴びられるが、筋肉弛緩、拘縮予防を目的として、介助のもと浴槽に浸かりたいとされる場合、国基準型サービスとして位置付けは可能か。</p>	<p>身体介護を含むサービスの提供が必要な場合は国基準訪問型サービスとなります。</p>
<p>3 介護予防支援事業で、総合事業のみのプランの委託を受ける場合、再契約を該当包括と結ぶ必要があるのか。</p>	<p>総合事業のみを利用する場合は、第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)になります。介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託する場合には、介護予防ケアマネジメントの委託契約を行ってください。</p>
<p>4 訪問型サービス・通所型サービス共に、国基準型サービスとサービスAの判別をする時のアセスメントのポイントを具体的に示してほしい。ケアプランの見本を提示してほしい。</p>	<p>平成29年4月17日配布資料「第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)」P1～3において、サービス内容やサービス利用対象者の状態像の目安を記載しておりますのでご参考ください。</p>
<p>5 茅ヶ崎市における「サービス提供時の注意点」に相当する考えがどこに示されているか教えてほしい。</p>	<p>「茅ヶ崎市指定第1号事業に係る訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」第2章第4節及び第5節に記載されています。</p> <p>茅ヶ崎市ホームページ トップページ > くらし > お年寄り > 介護予防・日常生活支援総合事業について > 指定第1号事業の指定等の手続きについて(事業者向け)</p>
<p>6 インフォーマルサービスの具体的な事業所や団体は市のホームページのどこに記載されているのか。</p>	<p>市内のボランティア団体等については、茅ヶ崎市社会福祉協議会等にお問い合わせしていただきますようお願いいたします。</p>
<p>7 日割について、平成28年8月4日開催 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けて整備する基準の考え方等についての説明会における質問票「3.報酬」8の内容と、平成29年4月17日配布資料P37と記載が異なるが、月途中開始の場合はどちらを参考にすればよいか。</p>	<p>平成29年4月17日配布資料「第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)」P37について、記載内容を訂正しております。</p> <p>市ホームページに掲載されている「介護予防・日常生活支援総合事業における請求起算日について」をご参照ください。</p> <p>茅ヶ崎市ホームページ トップページ > くらし > お年寄り > 介護予防・日常生活支援総合事業について > 茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業における請求について</p>
<p>8 ”対象者の状態像”が障害高齢者の日常生活自立度A以上、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上とあるが、これはケアマネジャーのアセスメントに基づいて判断してよいのか。それとも主治医意見書または認定調査の記録で判断した方がよいのか。</p> <p>9</p>	<p>障害高齢者の日常生活自立度ランク等については、ケアプランにサービスを位置づけるための目安とするものです。利用者の身体の状態や生活状況に応じて総合的に判断してください。</p>
<p>10 要支援1・2で短期集中サービスを利用する者が福祉用具購入費及び住宅改修費を受給することは可能か。</p>	<p>短期集中サービスは概ね3か月程度の短期間実施するサービスであり、継続して支援するものではなく、福祉用具購入及び住宅改修についても、居宅において自立した生活を継続するために住環境を整えるものと考えられることから、利用することは可能です。</p>
<p>11 総合事業のみ利用している方が月途中で区分変更し、要介護になった場合、月末担当した事業所が請求することで良いか。</p>	<p>月の途中でサービスが総合事業から介護給付に変更した場合は、同月末時点で居宅介護支援を行っている事業者が、居宅介護支援費を請求できます。</p> <p>当該月において、第1号事業のみ利用していた場合は、介護予防ケアマネジメントを実施していることから、介護予防ケアマネジメント費が請求できます。</p>

12	介護予防ケアマネジメントにおける実績報告書及び請求については、介護予防ケアマネジメント費の発生のあるものみの報告で良いのか。	貴見の通りです。
13	介護予防ケアマネジメントにおける実績報告書及び請求書を市に提出せずに、10日に請求情報を送付しても問題ないか。	介護予防ケアマネジメントにおける実績報告書及び請求書の提出は、サービス提供月の翌々月5日までに報告していただきます。報告していただく際には、神奈川県保連会より地域包括支援センターに送付される「介護予防ケアマネジメント費支払内容通知書」及び「介護予防ケアマネジメント費等返戻一覧表」を基に提出してください。
14	対象者の状態像で要支援1・要支援2「相当」の方は何を示しているのか。	利用者の心身の状態に変更がなく、継続した指定第1号事業を利用する場合に、当該所定の手続きをとることで、認定更新の手続きを不要とし、基本チェックリストを用いて事業対象者として総合事業を利用することが可能となります。その場合は心身の状態に変更がないことから、事業対象者であっても要支援1・要支援2相当の方であると考えられます。
15	介護予防支援計画書と介護予防サービス・支援計画の違いはなにか。	介護予防支援計画書と介護予防サービス・支援計画は同様の取り扱いとなります。介護予防支援業務に係る関連様式及び平成29年4月17日配布資料「第1号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)」6 様式で示したものは、国より示されている標準様式であり、その内容については、介護予防ケアマネジメントに当たった必要最低限の内容として提示されているものです。そのため、当該様式に記載する情報を基本としつつ、新たな様式や項目の追加、紙面の校正や紙面の大きさを変更するなど創意工夫を行うことは差し支えありません。
16	訪問介護の国基準に該当する身体介護は、老計10の内容と考えると良いのか。 身体介護は20分以上の援助内容が必要と考えると良いか。	身体介護の考え方については、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号)を参照してください。 国基準訪問型サービスについては、介護予防訪問介護と同様、サービス計画において設定された生活機能向上に係る目標の達成状況に応じて必要な程度の量を位置づける必要があります。
17	通所型サービスAを提供する事業所が少ないのではないかと希望する事業所へ行けなくなり、状態が悪くなるのではと思われる。市はどのように考えているのか。	新規指定をする第1号事業所については、月ごとに市ホームページに掲載してまいります。 また、茅ヶ崎市総合事業にご理解いただけるよう、今後も努めてまいります。